白子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(20年度末)	А		В	B / A	19年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
20年度	12,858	3,760,028	169,163	1,056,540	28.1	29.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職	員	数	給			与				費		一人当たり給与費				
			Α	給	料		職	員	手	当	期末	·勤勉手当	á	計	В	B / A	١
			人			千円			Ŧ	-円		千円	3		千円		千円
21年度		137		504	,991			47,8	310		19	95,826		748,627		5,464	

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 給与費は当初予算に計上された額である。
- (3) 特記事項 (平成18年4月から給与、諸手当の抑制を実施)

特別職(町長、副町長)及び教育長・・・給料月額10%減額

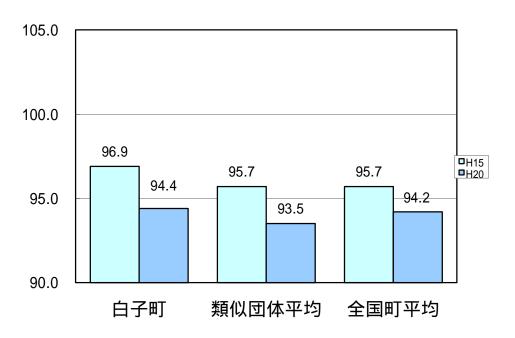
管理職手当の減額

期末手当・・・・0.2月減額(特別職、教育長)、0.35月減額(一般職員)

給料表の改定(一般職)・・・・平均2.4%減額

住居手当、通勤手当の15%減額(対象職員)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の 給与水準を示す指数である。
 - 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を 単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(21年4月1日現在)

一般行政職

(下線部分の数値は平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
白子町	40.3 歳	303,600 円	333,773 円	324,125 円
千葉県	44.4 歳	355,669 円	443,531 円	<u>408,113</u> 円
国	41.5 歳	325,521 円	—— 円	391,770 円

技能労務職

		平 均 年 齢 平均給料月額 平均給与月額		平均給与月額 (国ベース)	
白子町		51.3 歳	273,593 円	283,301 円	283,301 円
	うち 調理員	52.9 歳	277,150 円	283,831 円	283,831 円
	うち 用務員	47.0 歳	285,300 円	296,574 円	296,574 円
	千葉県	49.9 歳	331,246 円	386,982 円	363,559 円
	国	49.2 歳	285,548 円	—— 円	322,737 円
民間	うち 調理員	41.6 歳	—— 円	256,200 円	239,100 円
事	うち 用務員	53.9 歳	—— 円	227,200 円	215,900 円
業者	うち 運転手	52.6 歳	——円	285,600 円	246,700 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤美 手当等の手当が含まれていないことから、比較のため再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(21年4月1日現在)

X	分	白子町	千葉県	国	
	71	初任給	初任給初任給		刀任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	種 	181,200 円 172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円		140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(21年4月1日現在)

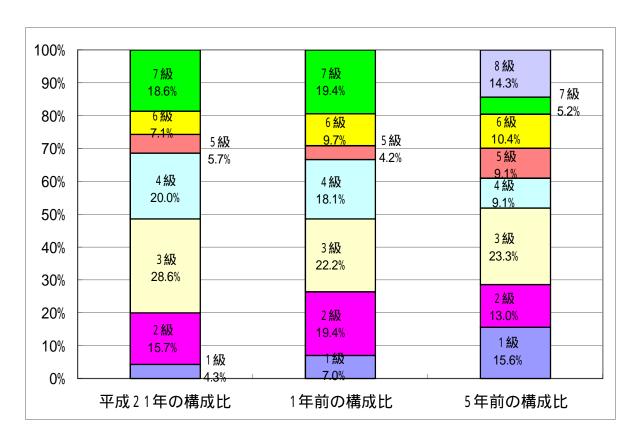
X	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,300 円	287,500 円	334,100 円
	高校卒	214,600 円	252,600 円	295,900 円
技能労務職	高校卒	200,800 円	231,300 円	264,300 円
	中学卒	—— 円	—— 円	—— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補技師補	人	%
	1又中4世	3	4.3
2級	主事 技師	11	15.7
3級	主任主事 主任技師 副主査	20	28.6
4級	係長 主査補	14	20.0
5級	主査	4	5.7
6級	課長補佐	5	7.1
7級	課長主幹	13	18.6

- (注) 1 白子町一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

首長による人事評価により昇格・昇給を実施

4 職員の手当の状況(21年4月1日現在)

(1) 期末手当・勤勉手当

白子町		国
1人当たり平均支給額(20年度)		-
	1,346 千円	
(21年度支給割合)		(21年度支給割合)
期末手当	勤勉手当	期末手当 勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分 1.5 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加	口算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 4~12%		·役職加算 5~20%

()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(21年4月1日現在)

,		/			
	白 子 町			国	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年	前早期退職特例措	置(2~20%)	その他の加算措置	定年前早期退職特	例措置(2~20%)
(退職時特別昇給	な	U)	(退職時特別昇給)
平均支給額 / 人	16,751 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給 された平均額である。

(3) 調整手当(21年4月1日現在)

支給実		0	千円			
支給職員1人当たり		0	円			
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職					
全域	135 人		0 %			

(4) 特殊勤務手当(21年4月1日現在)

支給実績(20年度決算)			12,000	千円	
支給職員1人当たり平均支給	年額(20年度決算		12,000	円	
職員全体に占める手当支給職	銭員の割合(20年度		0.7	%	
手当の種類(手当数)					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	給対象業務	左記職員に対する支	泛給単価
技術職員手当	担当課職員	ガス主任技術者	甲種	月額 20,000円	
	担当課職員	ガス主任技術者	乙種	月額 10,000円	
防疫手当	担当課職員	防疫業務に従事	した時	日額 1,000円	
危険手当	担当課職員	人体に危険を及る	ずす作業に従事した時	日額 1,000円	
行旅病人取扱手当	担当課職員	旅行中の病人を	取り扱う時	日額 500円	
行旅死亡人取扱手当	担当課職員	旅行中の死亡人	を取り扱う時	日額 1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	5,577 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	52 千円
支給実績(19年度決算)	6,764 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	61 千円

(6) その他の手当(21年4月1日現在)

			国の制度と 異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同		义加关顺	平均支給年額
				(20年度決算)	(20年度決算)
 扶養手当	配偶者 13,000円	同		12,361 千円	2,076 百円
八段丁二	配偶者以外 6,500円			12,501 1	2,070 日13
住居手当	自宅 4,300円	異	県と同じ	千円 4,671	1,068 百円
任冶于日	借家 11,000円~27,000円	同		4,671	1,000 日日
通勤手当	片道2kmから 2,000円~	異	使用区分距離	4,340 千円	468 百円
管理職手当	課長8%、主幹6%、補佐4%	異		7,770 千円	3,168 百円
休日勤務手当	1時間当たり給与額の100分の135	同		0 千円	0 百円
宿日直手当	4,200円			2,957 千円	624 百円

住居手当及び通勤手当については、15%削減をして支給

5 特別職の報酬等の状況(21年4月1日現在)

	X	5	r)	給	料		月	額	等
	囲丁		長		709,20 (788,000	0 円			
	副	町	長		575,10 (639,000	0 円			
	議		長		284,000	円			
報酬	副	議	長		237,000	円			
	議		員		213,000	円			
	囲丁		長	(21年度支約	合割合)				
期	副	町	長	4.3	35 × 9 5 %		月分 (4.35)	月分
末手	議		長	(21年度支約	合割合)				
当	副	議	長		4.35		月分		
	議		員						
,_				(算定方式)		(1	期の手当額)	((支給時期)
退職手	囲丁		長	在職月数×45	/ 100		318,720円 20,800円)	任	期毎
当	副	町	長	在職月数×25/	/ 100		901,200円 68,000円)	任	期毎

注 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

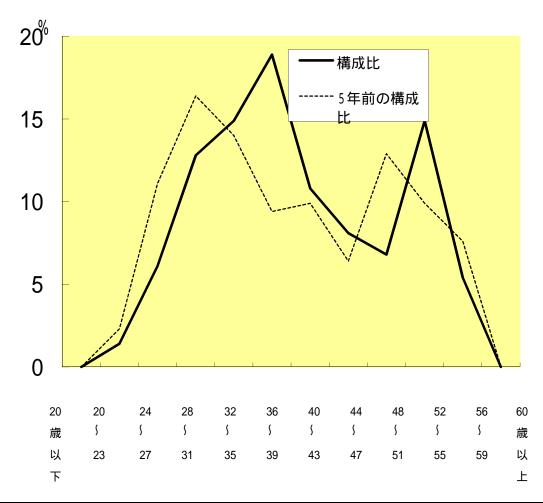
(各年4月1日現在)

		区分	職	数	対前年	
部	<u>\</u> 門		平成21年	平成20年	増減数	主な増減理由
		議会	2	2	0	
		総務	21	20	1	育児休業職員の課付け
		税務	10	11	1	退職不補充
華	— фД	農林水産	9	9	0	
普通会計部門	般行	商工	5	5	0	
会計	政部	土木	9	9	0	
部	門門	民生	41	39	2	業務内容の充実による保育士の増員
門		衛生	16	14	2	給与支出科目の変更
		計	113	109	4	
		教育部門	23	23	0	
		小 計	136	132	4	
公営	そ	国保	4	4	0	
企会	の	介護	3	5	2	給与支出科目の変更
業計 等部	他	その他	6	9	3	退職不補充、指定管理者制度の活用
門		小 計	13	18	5	
	A +1		149	150	1	
	合	計	[195]	[195]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長は含んでいません。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(21年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		ì	ł	ł	ł	ì	ł	ł	ł	ì	ł		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
마 드 ***	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	2	9	19	22	28	16	12	10	22	8	0	148

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

白子町行政改革「集中改革プラン」における定員管理の数値目標(数・率)

計画		
始期	数値目標	
職員数	職員数	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	減少率10.1%
169	152	17

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

	区分	17年	18年	19年	20年	21年	18年~21年	(参考)
部門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
	減員		6	2	6	1	15	
一般行政	増 員		1	2	2	5	10	
一为又1 J 正义	差引		5	0	4	4	5	
	職員数	118	113	113	109	113		
	減 員		2	0	2	0	4	
数 夸	増 員		0	2	0	0	2	
教育	差引		2	2	2	0	2	
	職員数	25	23	25	23	23		
	減 員		2	6	0	5	13	
公営企業	増 員		0	0	0	0	0	
等会計	差引		2	6	0	5	13	
	職員数	26	24	18	18	13		
	減 員		10	8	8	6	32	
計	増 員		1	4	2	5	12	
	差引		9	4	6	1	20 100%	20
	職員数	168	159	155	149	148		

⁽注) 1 計画期間は、17年~21年の5年間である。

^{2 (%)}内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用状況(20年度)

(単位:人)

区分	試験	選考	合 計
一般行政職			0
事務職			0
技 術 職			0
技能労務職			0

退職の状況(20年度)

(単位:人)

	定年	勧 奨			その	D 他			
区分	退職	退職	普通	分限	懲戒	失職	死亡	任期	合 計
	吃 概	25 140	退職	免職	免職	大戦	退職	満了	
一般行政職	3	1	2						6
技能労務職	3								3

- 備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。
 - (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3 第1項の規定による勤務延長後の退職
 - (2) 勧奨退職 任免権者が行う退職勧奨に応じた退職
 - (3) 普通退職 自己都合による退職
 - (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
 - (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
 - (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
 - (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の状況(21年4月1日現在)

1週間の勤		勤務時	間の割振り	
務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
4 0	8:30	17:15	12:00~12:45	2日

- 備考 1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規 定に基づき条例で定められた職員の勤務時間である。
 - 2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。

年次休暇の状況(20年4月1日~21年3月31日)

総付与日数	総付与日数 総使用日数		一人当たり平均使用日数		
3,480.0日	687.0日	87人	7.9日		

備考1 「全期間在職職員数」は、4月1日から3月31日までの期間在職した職員(一般職に属する職員)の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。

- 2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。
- 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分の状況(20年度) 該当する案件なし 懲戒処分の状況(20年度) 該当する案件なし

職員の服務の状況

営利企業の状況(20年度) 該当する案件なし

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

厚生制度の状況(20年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関	成人病予防検査(35歳以上)	44名受診
すること	疾病予防検査(35歳未満)	60名受診
	胸部エックス線検査	103名受診

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

公務災害補償の状況

公務災害(20年度)

前年度末現在 未処理件数	受理件券	認 定公務上	件数 公務外	取下げ件数	年 度 末 未処理件数
0	0	0	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況 である((2)において同じ)。

通勤災害(20年度)

前年度末現在 未処理件数	受理件券	認 定通勤災害該当	件 数 通勤災害非該当	取下げ件数	年 度 末 未処理件数
0	0	0	0	0	0

平成20年度千葉県市町村公平委員会の業務状況について 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当する案件なし。

平成20年度不利益処分に関する不服申立ての状況 該当する案件なし

職員の研修状況

研修の状況(20年度)

研修の状況(20年度)						
研修の名称	研修の内容	研修先	修了者数			
新規採用職員	職員としての心構えや執務に必要な基礎	長生広域市町	0			
研修	的知識を習得させる。	村圏組合				
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職	"	0			
	務に必要な判断力と表現力を養う。					
	中級職員としての行政視野を深め、行政環					
中級職員研修	境に対応できる幅広いものの見方と自発	"	3			
	的な能力向上意欲を養う。					
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見	"	6			
	管理能力を養う。					
課長補佐研修	課長補佐として必要な視野と見識を高め、	千葉県自治研	1			
	管理能力の向上と実践力の養成を図る。	修センター	·			
税務事務研修	税務に関する基本的知識について体系的	"	1			
	な修得を図る。		<u> </u>			
固定資産税(家	固定資産税(家屋)に関する基本的知識に		2			
屋)研修	ついて体系的な習得を図る。		2			
固定資産税(土	固定資産税(土地)に関する基本的知識に		2			
地)研修	ついて体系的な習得を図る。		2			
滞納整理事務	徴税事務に関する基本的知識について体	"	1			
研修	系的な修得を図る。	"	' 			
市町村民税研	市町村民税に関する基本的知識について	"	2			
修	体系的な修得を図る。	"	۷			
法制実務研修	条例・規則の制定や改廃についての基礎知	"	2			
	識や技法の修得を図る。	"	۷			
用地事務研修	用地事務に関する基本的知識について体		1			
	系的な習得を図る。		I			

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の 状況である。